

宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この助成金は、県外事業者が本市へのサテライトオフィス等の設置を検討するため、助成対象地を視察した場合に係る旅費を助成することにより、県外事業者の立地促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 主に自らの事業に係る事務処理業務や営業活動拠点として使用するほか、研究開発や生産活動拠点として使用する施設をいう。
- (2) 県外事業者 本市にサテライトオフィス等を有しておらず、かつ、法人の所在地が県外の者をいう。
- (3) 助成対象地 別図に定める中心市街地の対象範囲のほか、宇部臨空頭脳パーク及び宇部新都市（テクノセンター用地の区域内に限る。）をいう。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象地の視察を行う次に掲げる要件を全て満たす県外事業者とする。

- (1) 日本標準産業分類に掲げる製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業又はサービス業（他に分類されないもの）を営む者であること。
- (2) 法人として既に1年以上の事業活動実績があること。
- (3) 国・県その他の公的機関又は本市から他の同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。

(助成金の交付)

第5条 市長は、助成対象者に対して、毎年度予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成対象経費等)

- 第6条 助成対象経費は、助成対象者が負担する従業員及び役員（以下「従業員等」という。）の出発地（国内に限る。以下同じ。）から本市までの交通費のうち、公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費に限るものとする。
- 2 助成金は、従業員等1人当たり3万円を限度とし、かつ、1回の視察に係る助成金の算定の対象となる従業員等の人数は3人までとする。
 - 3 前2項の規定により算定した額の合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(視察の事前申込等)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、事前に宇部市サテライトオフィス等視察申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、当該申込者と視察内容について協議を行い、当該内容について合意に至ったときは、当該申込者に対し、宇部市サテライトオフィス等視察受入決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

- 第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、前条の規定による決定通知に基づく視察を実施し、助成対象経費が確定したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付申請書（様式第3号）
 - (2) 宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金実績報告書（様式第4号）
 - (3) 助成の対象となる経費を証する書類
 - (4) その他市長が必要とする書類

(助成金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、当該書類を提出した者に対し、宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付決定通知書（様式第5号）により助成金の交付額を通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第10条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、当該助成金の交付を受けようとするときは、宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、当該請求者に対し、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、第9条に規定する助成金の交付決定が虚偽の申請若しくは報告又は不正行為によりなされたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該事業者に対し、宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知する。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該事業者に対し、期間を定め、宇部市サテライトオフィス等視察費用助成金返還命令書(様式第8号)により返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

【別図】 中心市街地の対象範囲

